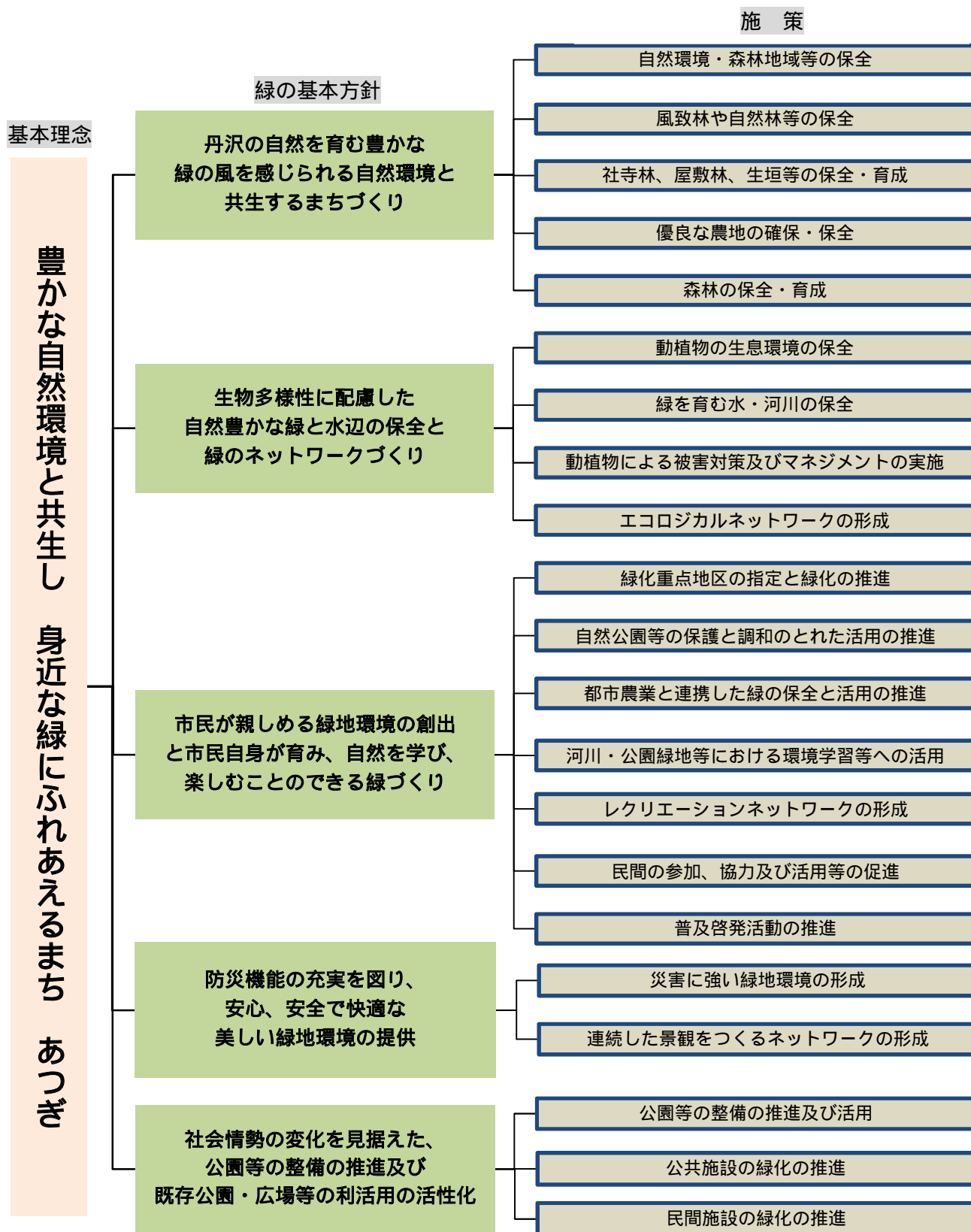

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の概要



緑の基本方針

丹沢の自然を育む豊かな緑の風を感じられる自然環境と共生するまちづくり

施策	実施内容
自然環境・森林地域等の保全	<p>清流の水源ともなる東丹沢の山地・山麓、白山・七沢などの自然環境・森林地域等の自然公園、森林公園の維持・保全を図る。</p> <p>森林の荒廃は、生物多様性の低下、鳥獣被害の発生、山地の崩壊、土砂の流出、水源涵養機能の低下など環境保全や防災面での影響が懸念されることから、森林の維持・保全・管理に努める。</p>
風致林や自然林等の保全	<p>斜面緑地や鳶尾山などの緑地やシンボル山頂等の風致林は、斜面緑地公有地化事業や借地による保全を図るとともに、緑地保全地区や風致地区などの地域制緑地として保全を図る。</p>
社寺林、屋敷林、生垣等の保全・育成	<p>ふるさとの森、保護樹林、保護樹木、保存生垣等に指定し、社寺林、屋敷林、生垣等の保全・育成を図る。</p>
優良な農地の確保・保全	<p>農業振興地域内の農用地の確保及び荒廃農地の活用に努めるとともに、市街化区域内の生産緑地についてその維持・保全を図る。</p>
森林の保全・育成	<p>広葉樹林の保全・育成、森林の保全・育成に関する市民ボランティア活動の支援や森林組合等との連携による森林づくり事業の推進などにより、里山の保全・整備に努めるとともに、水源の森林づくり支援に努める。</p>



緑の基本方針

生物多様性に配慮した自然豊かな緑と水辺の保全と緑のネットワークづくり

施策	実施内容
動植物の生息環境の保全	多様で広範な緑地の保全により動植物の生息環境の維持・保全を図り、生物多様性の維持に努めるとともに、希少動植物の保護が必要な地区が明らかになった際には、野生動植物保護地区の指定に努める。
緑を育む水・河川の保全	豊かな自然を水源とする市内を流れる相模川、中津川、小鮎川、荻野川、玉川、恩曾川は、清流と緑を育む自然豊かな水辺環境を形成しており、その保全を図る。
動植物による被害対策及びマネジメントの実施	鳥獣被害や倒木などによる被害を防ぐための対策を実施するとともに、動植物との共存を推進するマネジメントを実施する。
エコロジカルネットワークの形成	優れた自然環境を持つ地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、東丹沢山麓、河川、農地及び斜面緑地等の保全、都市基幹公園や地域制緑地の整備、都市計画道路における植栽帯の整備等を図る。



七沢森林公園	相模川
	

緑の基本方針

市民が親しめる緑地環境の創出と市民自身が育み、
自然を学び、楽しむことのできる緑づくり

施策	実施内容
緑化重点地区の指定と緑化の推進	緑化重点地区の指定とともに、対象地区の緑化の推進を図る。
自然公園等の保護と調和のとれた活用の推進	東丹沢の山地・山麓や飯山白山及び県立七沢森林公園、鳶尾山等の自然地におけるレクリエーション活動の場としての活用を図る。
都市農業と連携した緑の保全と活用の推進	市民農園、農業まつり開催事業等の都市農業の育成に努めるとともに、自然とのふれあい、農業・農村体験のできる場の提供等を推進する。 都市農地の持つ環境の保全や身近な農体験の場などの提供を、都市農業施策との整合を図りながら推進し、都市と緑・農が共生するまちづくりの実現に努める。 生産緑地の規模の見直しや生産緑地地区内への直売所、農家レストラン等の設置など、市街地内の良好な緑を創出している生産緑地の保全、活用に努める。
河川・公園緑地等における環境学習等への活用	地域の河川に親しむ集い開催事業、親水施設整備事業、歴史的景観ウォッチング事業、生涯学習や高齢者生きがい教室事業等の実施による河川・公園緑地等の環境学習等への活用を図る。
レクリエーションネットワークの形成	河川流域等に展開するアウトドア資源のネットワークを形成するため、ウォーキングコース、ハイキングコース、緑道・歩行者道路等の整備やサイン・標語・案内板の整備を進めるとともに、活動拠点・中継ポイントとしての既存施設の活用や新たな施設整備を図る。
民間の参加、協力及び活用等の促進	自治会活動・ボランティア活動の育成、指導者の育成、緑地協定の指定など都市緑化関係団体の育成、活用、強化に努める。 都市緑化助成制度の拡充に努めるとともに、花未来事業の展開など市民参加の促進に努める。 市街地における緑地・オープンスペースの創出を図るため、市民緑地認定制度など、民間活力を活用した都市の魅力向上に資するオープンスペースの整備・管理に資する取組を支援する。

普及啓発活動の推進	緑や環境に関わる祭り・イベント・活動の展開、緑に関わる学習機会の提供に努めるとともに、緑化の啓発と利用促進のための情報発信、普及啓発のためのモデル地区指定・コンクール等の開催に努める。
-----------	--

屋上緑化事業	花未来事業
	

緑の基本方針

防災機能の充実を図り、安心、安全で快適な美しい緑地環境の提供

施策	実施内容
災害に強い緑地環境の形成	<p>広域避難場所や指定緊急避難場所、指定避難所の確保・整備を進めるとともに、避難路の整備により、災害時の避難や延焼防止に寄与するネットワークの形成を図る。</p> <p>密集市街地やコンパクト化を目指す市街地では、既存の公共施設や公開性を持つ民間建築物及びその敷地内で整備される緑化施設の整備、広場空間における地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設の整備、空き地等における延焼防止のための緑地の整備に努める。</p>
連続した景観をつくるネットワークの形成	<p>自然景観、山頂、河川、斜面緑地、田園景観、里山景観などの保全に努めるとともに、計画的な住宅地や産業地の新しい市街地景観地域や、本市の顔となる市街地景観を形成する地域などの公共施設・街路・民有地等の緑化により、連続した景観を形づくるネットワークの形成を図る。</p>

緑の基本方針

社会情勢の変化を見据えた、
公園等の整備の推進及び既存公園・広場等の利活用の活性化

施策	実施内容
公園等の整備の推進及び活用	<p>(仮称)北部地区公園、(仮称)睦合水辺公園等の都市公園の整備や、買取り請求のあった生産緑地の公園化の検討など、公園の整備に努める。</p> <p>相模川沿いの公園整備の促進、野球場・球技場、スポーツ広場、青少年広場などのスポーツ施設の整備、子育て広場、児童遊園等の整備など公共施設緑地の整備を図る。</p> <p>コミュニティパーク、コミュニティガーデンの整備など民間敷地を活用した公園施設等の整備を図る。</p> <p>厚木市公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努める。</p> <p>都市公園への保育所等社会福祉施設の設置、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置を検討し、都市公園の再生、活性化を図る。</p>
公共施設の緑化の推進	<p>地域の身近な緑地・広場、河川緑地、道路の環境施設帯、教育施設、運動施設、児童遊園、コミュニティパーク、コミュニティガーデン、市民緑地等の維持・保全と緑化に努める。(「4.都市緑化推進のための施策の推進」参照)</p>
民間施設の緑化の推進	<p>民間教育施設、娯楽・スポーツ施設、公開空地、公共緑地、市民農園、その他の開発事業による緑化、地域まちづくりによる緑化(協定や地区計画制度、緑を増やす事業の活用等)の促進を図る。(「4.都市緑化推進のための施策の推進」参照)</p>

酒井スポーツ広場



相模川ローズガーデン



2 施設緑地整備の施策実施方針

施設緑地は、次の3緑地に区分される。

都市公園

公共施設緑地

民間施設緑地

それぞれの整備については、以下に基づき、積極的に整備を図る。

都市公園	
種別	施策実施方針
住区基幹公園	<p>厚木市公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理に努め、緑空間や居住者が気軽に集える憩いの場としての機能維持を図る。</p> <p>整備内容を、市民や時代のニーズ、また、多様な世代の利用状況に合わせ、必要に応じて再検討し、魅力や質、快適性（バリアフリー化も含む）の向上を図る。</p> <p>防災機能の向上を図る。</p> <p>保育所等社会福祉施設や公共還元型の収益施設の設置等による都市公園機能の拡充を図る。</p> <p>新設公園は、整備内容を、市民や時代のニーズ、多様な世代の利用状況に合わせ、検討し、快適で魅力あふれる空間であるとともに災害時の防災空間の創出を図る。</p>
都市基幹公園	<p>厚木市公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理に努め、緑空間や居住者が気軽に集える憩いの場としての機能維持を図る。</p> <p>整備内容を、市民や時代のニーズ、また、多様な世代の利用状況に合わせ、必要に応じて再検討し、魅力や質、快適性（バリアフリー化も含む）の向上を図る。</p> <p>防災機能の向上を図る。</p> <p>保育所等社会福祉施設や公共還元型の収益施設の設置等による都市公園機能の拡充を図る。</p> <p>整備内容を、市民や時代のニーズ、多様な世代の利用状況に合わせ、検討し、快適で魅力あふれる空間であるとともに災害時の防災空間の創出を図る。</p>
大規模公園等	<p>適切な維持管理を行い、緑空間や市民を含めた広域的な利用に供する機能維持を図る。</p> <p>保育所等社会福祉施設や公共還元型の収益施設の設置等による都市公園機能の拡充を図る。</p> <p>整備内容を、市民や時代のニーズ、また、多様な世代の利用状況に合わせ、必要に応じて再検討し、魅力や質、快適性（バリアフリー化も含む）の向上を図る。</p>

公共施設緑地	
種別	施策実施方針
地域の身近な緑地	大規模住宅開発地等に残された緑地は、地域の生活環境保全のための緑地として今後も保全に努める。 公共公益施設の緑化により、市街地内の緑の創出に努める。
河川緑地	河川管理者と連携しながら堤防道路の緑化や歩行空間の確保に努めネットワークの軸となるルートの形成を図る。
道路関連緑地（環境施設帯）	高規格幹線道路等の整備に関わる環境施設帯及びインターチェンジ、パーキングエリアは、動植物の生息地として緑化の積極的導入を図り、エコロジカルネットワークの形成のための拠点の役割を担う整備の推進を図る。また、現在ある道路も含めて、今後事業を実施する道路では、地区の特性を鑑み、並木づくりなどの緑化を推進するとともに、街路樹の多層化植栽による防災機能の充実に努める。 市道における植樹帯等の維持管理については、市民ボランティアで行う「厚木市道路里親制度」の活用を図る。
教育施設	地域の避難場所としての機能充足を図るため、全ての施設を公共施設緑地として位置づけ、緑化の充実に努める。また、避難路としての機能を担う緑道の接続などにより、他の緑地空間との連携に努める。
運動施設（運動場、スポーツ広場、青少年広場）	広場が主体となった施設であることから、施設の周辺部での緑化を図るとともに、隣接して都市公園を整備するなど、他の緑地との一体化を図り、公園緑地としての機能を持ち合わせた施設とする。
児童遊園、子育て広場	現在の児童遊園及び子育て広場の維持・改修に努める。
コミュニティパーク	市街化区域内の都市公園等の誘致距離圏外の地域における暫定公園と位置づけ、市民が自由に使える広場として施設整備を図る。 最も身近な都市公園である街区公園のない場所に、身近な公園としての機能を鑑み、配置する。
コミュニティガーデン	地域緑化・公共緑化事業の一環として、市民が身近に花を楽しむことで潤いと安らぎを与える空間として、市民の参加・協力のもとに充実に努める。

市民緑地	<p>地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行っていた市民緑地の管理を、一定期間以上住民の利用に供しようとする民間事業者・団体が管理できる「市民公開緑地制度」を活用する。</p> <p>公園緑地が不足している地域に関しては、市街化区域を中心に市民緑地を指定する。</p> <p>ふるさとの森や斜面緑地保存地区、緑地保全地区や保全配慮地区等内の緑地について、保全上必要があると判断した場合、行政からも積極的に土地所有者に対して申し出を行い、市民緑地としての保全と活用に努める。</p>
その他公共施設緑地	<p>県立自然環境保全センター、あつぎ市民交流プラザなどの既存施設や斎場施設、公民館、児童館、生涯学習施設、市営住宅建設等の事業の実施に合わせ、緑化の推進を図る。</p>

民間施設緑地	
種別	施策実施方針
教育施設	<p>市内に分布する5つの私立大学をはじめ、高等学校等の教育施設と連携し、避難場所としての機能を高めるとともに、緑化の推進を働きかける。</p>
娯楽・スポーツ施設	<p>広域避難場所に指定している本厚木カンツリークラブなど、市内のゴルフ場を緑化空間としての役割を担うことのできる施設として位置づけ、ビオトープ空間等として緑化の取り組みを働きかける。</p>
公開空地・開発緑地	<p>宅地開発事業や、総合設計制度及び優良建築物等整備事業などの市街地内再開発事業等で創出される緑地や公開空地は、街路等と一体化した緑地空間として保全・充実に図る。</p>
市民農園	<p>市民農園として、小面積の農地を利用し、市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な利用を図る。</p> <p>既存の市民農園の維持を図るとともに、「市民農園整備促進法」、「特定農地貸付法」、農園を利用して農作業を行う「農園利用方式」による市民農園の開設を促進する。</p>

<p>その他民間施設緑地</p>	<p>「厚木市住みよいまちづくり条例」に基づく「特定開発事業」による緑化の促進に努める。</p> <p>市民等による「地域まちづくり協議会」の組織化と「厚木市住みよいまちづくり条例」に基づく緑地協定、地区計画制度の適用などによる市民主体の緑地の保全と緑化の推進を図る。</p> <p>「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」に基づく、民間施設での「緑を増やす事業」や、屋上緑化推進事業補助制度の活用促進による屋上緑化の推進を図る。</p> <p>工業地等では、工場の植栽などによる周辺環境に配慮した産業環境の育成に努めるとともに、資源採取跡地、未利用地等の緑化の推進に努める。</p>
------------------	--

3 地域制緑地の施策実施方針

地域制緑地は、次の3緑地に区分される。

法による指定緑地

協定により創出される緑地

条例等により保全・創出される緑地（「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」に基づく「緑を守る事業」）

各緑地は、以下に基づき、積極的に保全等を図る。

法による指定緑地	
種別	施策実施方針
自然公園区域及び自然環境保全地域（自然公園法、自然環境保全法）	市西部の東丹沢山麓の樹林地は、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、飯山白山森林公園として、引き続きその保全を図る。 西山及び飯山は、自然環境保全地域として、引き続きその保全を図る。
農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	農用地区域は、引き続き農業生産の場として保全を図る。
保安林（森林法）	東丹沢山麓に指定されている保安林は、自然公園区域と一体化した自然林、施業林として維持・保全を図る。
河川区域（河川法）	市内6河川を中心とした河川区域は、エコロジカルネットワークの軸として、また水生生物の生息環境を守り、水辺に親しむ場として保全・活用を図る。
緑地保全地域及び特別緑地保全地区（都市緑地法）	里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地を守るため、一定規模以上の木竹の伐採などの行為について届け出が必要な緑地保全地域の指定、または、建築行為など一定の行為を制限し、現状凍結的に保全する制度である特別緑地保全地区の指定を検討する。 なお、市内では、恩名地内に恩曾恩名特別緑地保全地区（0.2ha）が指定されている。 緑地保全地域及び特別緑地保全地区は、今後、優先的に保全すべき斜面緑地を中心に、土地所有者の意向を把握した上で、指定を検討する。
風致地区（都市計画法）	中津川上流部右岸の鳶尾山周辺を風致地区として指定している、愛川町と連携のもと、保全に努める。

生産緑地地区（生産緑地法）	<p>生産緑地買取り請求があった場合は、街区公園や市民農園としての活用を検討する。</p> <p>生産緑地の維持を図るため、一律500㎡の面積要件を条例で引下げる（300㎡を下限）ことを検討する。</p> <p>生産緑地地区内への直売所、農家レストラン等の設置など、市街地内の良好な緑を創出している生産緑地の保全、活用に努める。</p>
---------------	--

協定により創出される緑地	
種別	施策実施方針
緑地協定	<p>大規模宅地開発地や既存工業団地等において、緑化充実のための協定の積極的な締結に努め、緑化の維持・推進を進める。</p>

条例等により保全・創出される緑地 （「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」に基づく「緑を守る事業」）	
種別	施策実施方針
自然環境保護地区	<p>自然環境が良好に保全されている森林、草原もしくは河川の区域またはこれらに類する自然環境の良好な区域で、500㎡以上の区域を対象とする自然環境保護地区の指定に努め、森林、草原、河川など、良好な自然環境の保全を図る</p> <p>自然環境保護地区に指定されている高松山地区は、今後、風致公園に位置づけ、保全に努める。</p>
ふるさとの森	<p>ふるさとの森は、自然環境が良好に保全されている城跡、古墳、鎮守の森、寺院等を含む500㎡以上の区域を対象で、現在市内16箇所指定されている。今後も、身近な緑地、郷土景観を対象として、指定に努める。</p>
斜面緑地保存地区	<p>2,000㎡以上の斜面緑地を対象とする斜面緑地保存地区を活用し、「法による指定緑地」以外の斜面緑地の保全に努める。</p>
野生動物保護地区	<p>野生動物保護地区は、特定の野生動物保護のため特に必要とする土地の面積が500㎡以上の区域が対象となる。現在、指定はないが、必要に応じて指定の検討を行う。</p>

保護樹林	保護樹林は、集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れているもので、土地の面積が1,000㎡以上の区域を対象とする。現在、9箇所の指定がされているが、これらの継続的な保全を図るとともに、今後、指定要件に該当する樹林について指定に努める。
保護樹木、保存生垣	樹容が美観上優れている等の樹木及び道路沿道の15m以上の延長の生垣を対象とする保護樹木、保存生垣は、身近な緑として緑のまちづくり上、重要な役割を担っており、今後も美観上優れた樹木や生垣の積極的な指定に努める。

4 都市緑化推進のための施策実施方針

都市緑化は、以下に基づき、積極的に推進する。

施設緑化の推進	
種別	施策実施方針
都市公園	<p>街区公園は、景観形成や環境形成面からビオトープ機能、市民参加の緑化空間などとしての緑の質・機能を考慮しながら、緑化の向上に努める。</p> <p>近隣公園以上の公園は、避難場所としての機能を考慮し、延焼防止機能の高い樹種や植栽手法による外周部緑地の充実に努める。</p> <p>運動公園は、運動機能ばかりでなく、隣接する河川や樹林地などの自然環境との調和を図ることを基本とする。</p> <p>河川等の水辺空間では、水辺の自然を活かした親水性の高い緑地空間の創出を目指す。</p> <p>各公園種別とも、エコロジカルネットワークの拠点として、水辺や緑地空間などの多様な動植物の生息・生育環境の確保に努める。</p>
公共公益施設	<p>河川緑地における河川敷及び護岸部の多自然川づくり整備、骨格的な都市計画道路における積極的な多層化植栽の整備などを通じて、エコロジカルネットワークの形成に向けた緑化の推進に努める。</p> <p>運動施設（スポーツ広場、青少年広場）は、外周部の緑化の充実に努め、河川敷では、河川環境と調和した親水空間の整備に努める。</p> <p>道路整備では、残地利用のポケットパークや修景緑地の整備を、また、相模川、中津川の堤防上部を利用した遊歩道等の景観的な緑化の充実に努める。</p> <p>学校施設では、ビオトープの導入、シンボルツリーの植栽や、教育に配慮した多彩な樹種の植栽と樹名板などの設置に努め緑や自然への関心を高める。また、避難場所としての緑化の充実に努めるとともに、周辺には避難路の機能を担う緑道の接続など、他の緑地空間との連携に努める。</p> <p>公民館、地域集会所などの住民サービス施設は、住宅や民間建築物の緑化の先導役となる空間であり、緑化手法の提案や市民参加の緑化・管理を実施するモデル空間として位置づけ、緑化の充実に努める。</p>

<p>民有地</p>	<p>住宅地では、生垣や高木、花木の導入促進に向けた啓発に努めるとともに、住宅開発に対しては、地区計画制度や緑地協定などの導入や開発時の緑化指導などにより、まちづくりの中での緑化の促進に努める。</p> <p>商業地（小売店、業務施設、スポーツ施設等）では、総合設計制度の活用による公開空地制度の導入を促すなど緑化への参加を促進するとともに、公共施設である道路緑化空間との連携に努める。</p> <p>工業地（工場、研究施設）では、既設施設においても、緑地協定等による外周緑地の確保などにより、地域の緑としての役割を担う緑化を促進する。</p> <p>現在、厚木市緑を豊かにする事業推進要綱によって実施している民有地緑地の保全方策については、その充実に努める。</p>
------------	--

<p>市民・団体等の参加、協力等の促進</p>	
<p>種別</p>	<p>施策実施方針</p>
<p>都市緑化関係団体の育成、活用、強化</p>	<p>地域緑化・公共緑化事業における市民団体との協働維持管理の推進を行い、緑地協定の区域指定と植栽樹木の指定等を推進しながら、自治会活動・ボランティア活動による緑化活動の育成に努める。</p> <p>厚木市緑を豊かにする事業推進要綱による「みどりの指導員」、花未来事業における指導者、アウトドアガイドなど指導者の育成に努める。</p>
<p>都市緑化助成制度の拡充</p>	<p>厚木市緑を豊かにする事業推進要綱に基づく保護地区等の奨励金を継続するとともに、屋上緑化推進事業補助制度の活用の促進に努める。</p> <p>みどりの基金等の有効な活用による市民と協働した緑地の保全や推進などを行い、「みどりの基金条例」に基づく積み立て・運用に努める。</p> <p>緑の銀行制度による不要樹木の再活用の促進や、「かながわのナショナルトラスト運動」への参加などに努める。</p>

市民参加の促進に関する方針	<p>新たに公園を整備する段階からの市民参加や、緑の創出のための市民と一体のワークショップ方式の活用など市民参加の公園整備・みどりの創出に努める。</p> <p>市道における「厚木市道路里親制度」の活用促進や、フラワーボックスの設置、街路・都市公園・コミュニティガーデンにおける花だんづくり等の機会の提供により、花未来事業・花だんづくりの展開に努める。</p>
---------------	--

普及啓発活動の推進	
種別	施策実施方針
緑や環境に関わる祭り・イベント・活動の展開	<p>あつぎ飯山桜まつり、厚木市緑のまつり、相模川クリーンキャンペーン、あつぎ鮎まつり、あつぎ飯山秋の花まつり、あつぎ七沢森のまつり、環境フェアなど緑や環境に関わる祭り・イベント・活動の展開に努める。</p>
緑に関わる学習機会の提供	<p>生涯学習振興事業におけるみどりに関する教養講座、指導者養成講座の開催検討、歴史的景観ウォッチング事業、緑の保全と緑化推進説明会の開催など緑に関わる学習機会の提供に努める。</p>
緑化の啓発と利用促進のための情報発信	<p>緑化啓発パンフレットの作成配布を行うとともに、インターネットや広報における情報発信や、パンフレットやマップ等の作成など緑化の啓発と利用促進のための情報発信に努める。</p>
普及啓発のためのモデル地区指定・コンクール等の開催	<p>緑化推進モデル地区や保護樹木・保存生垣等の指定、生垣及び庭園見本コンクールの開催などの普及啓発に努める。</p>
生物多様性の重要性の啓発	<p>生物多様性及びその保全の重要性を市民に周知、啓発するため、インターネットや広報における情報発信に努める。</p>